

茨城県報 第4569号

昭和35年8月12日

金曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

告 示

◎生活保護施設事務費基準額の一部改正 ページ 1

(勝田地区工業団地整備組合)

◎勝田地区工業団地整備事業起債及び償還方法 1

公 告

◎土地区画整理審議会委員選挙の当選人 2

◎自動車運転者の行政処分聴聞 2

◎勝田地区工業団地整備組合と茨城県との間の委託事務に関する規約 3

告 示

茨城県告示第639号

生活保護法による保護施設事務費基準額の一部を次のように改め、昭和35年7月1日から適用する。

昭和35年8月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

昭和35年6月15日茨城県告示第476号別表生活保護法による保護施設事務費基準額の欄、長生園の項中「2,481円」を「2,693円」に改める。

(勝田地区工業団地整備組合)

勝田地区工業団地整備組合告示第4号

昭和35年5月24日議決ずみの「勝田地区工業団地整備事業起債及びその償還方法について」の一部を次のように改正する。

昭和35年8月12日

勝田地区工業団地整備組合長

第1条第1項中「3億円」を「5億円」に改める。

公 告

◎土地区画整理審議会委員選挙の当選人

昭和35年 8月10日に行なわれた勝田都市計画勝田土地区画整理審議会委員の選挙において、土地区画整理法施行令第35条第4項の規定により当選した者の氏名及び住所は次のとおりである。

昭和35年 8月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

勝田土地区画整理審議会委員

権 利 別	氏 名	住 所
所 有 権 者	日立土地 株式会社	日立市会瀬町1,992番地
//	吉 野 博	勝田市大字武田1,100番地の74
//	清 水 勝 吉	// // 東石川192番地の2
//	吉 田 美 和	// // 武田1,094番地の1
//	広 瀬 辰 蔵	// // 1,127番地の7
//	大 谷 正 元	// // 1,097番地の3
//	角川工業 株式会社	// // 東石川196番地
//	手 塚 正 雄	// // 勝倉3,433番地の900
//	大 山 源 造	// // 武田1,127番地の6
//	海 野 勝 市	// // 勝倉3,433番地の399
//	安 一 郎	// // 武田1,100番地の89
//	打 越 嘉 重	// // 中根2,644番地
//	大 山 茂	// // 東石川752番地
//	中 島 金 蔵	// // 武田1,094番地
//	鈴 木 島 蔵	// // 795番地の26
//	大 山 市 郎	// // 東石川1,443番地の1
借 地 権 者	仲 田 政 市	// // 武田1,097番地

◎自動車運転者の行政処分に関する聴聞

道路交通取締法第9条の規定により自動車運転者の行政処分に関する聴聞を次のとおり行ないます。

昭和35年 8月12日

茨城県公安委員会 委員長 木 村 一 郎

- 1 聴聞期日 昭和35年 8月22日
- 2 聴聞場所 茨城県警察本部公安委員会室

◎勝田地区工業団地整備組合同規約第2号

組合は、次の規約により公平委員会の事務を茨城県に委託するものとする。

昭和35年8月12日

勝 田 地 区 工 業 団 地 整 備 組 合 長

勝田地区工業団地整備組合と茨城県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 勝田地区工業団地整備組合（以下「甲」という。）は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第2項に規定する公平委員会の事務の管理及び執行を茨城県（以下「乙」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 前条の事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規定（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担及び予算の執行）

第3条 委託事務及びこれに付随する事務（以下「委託事務等」という。）の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とし、甲はあらかじめこれを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、茨城県知事（以下「知事」という。）が勝田地区工業団地整備組合長（以下「組合長」という。）と協議して定める。この場合において知事は、あらかじめ委託事務等に要する経費の見積りに関する書類を組合長に送付しなければならない。

第4条 知事は、委託事務等の管理及び執行にかかる収入及び支出については、茨城県歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

第5条 知事は、各年度においてその委託事務等の執行にかかる予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務等の管理及び執行に要する経費として繰越し使用するものとする。この場合においては、知事は繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後すみやかに組合長に提出しなければならない。

（決算の場合の措置）

第6条 知事は、地方自治法第242条第4項の規定により、決算の要領を告示したときは、同時に当該決算の委託事務等に関する部分を組合長に通知するものとする。

（連絡会議）

第7条 知事及び組合長は、委託事務等の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要のつと連絡会議を開くものとする。

（条例等改正の場合の措置）

第8条 乙は、委託事務等の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部若しくは一部を変更した場合においては当該条例等を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があつたときは、甲は直ちにその条例等を公表しなければならない。

付 則

1 この規約は、昭和35年8月1日から施行する。

2 組合長は、この規約の告示の際あわせて委託事務等に関する乙の条例等が甲に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

3 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務等の管理及び執行にかかる収支は、廃止の日をもつてこれを打ち切り、知事がこれを決算する。この場合、決算に伴つて生ずる剰余金は、すみやかに甲に還付しなければならない。

毎週月・水・金曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1 0 0 円）

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所